

岡山県計量法関係手数料

6 計量証明検査

R8.4.1

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	1,470円	<u>1,550円</u>
ひょう量が250kg以下のもの	2,000円	<u>2,120円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	2,320円	<u>2,450円</u>
ひょう量が500kgを超えるもの	3,370円	<u>3,560円</u>
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
	260円	<u>270円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	520円	<u>550円</u>
ひょう量が250kg以下のもの	940円	<u>990円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	1,570円	<u>1,660円</u>
ひょう量が1トン以下のもの	2,290円	<u>2,410円</u>
ひょう量が2トン以下のもの	3,840円	<u>4,060円</u>
ひょう量が5トン以下のもの	7,160円	<u>7,580円</u>
ひょう量が10トン以下のもの	11,350円	<u>12,000円</u>
ひょう量が20トン以下のもの	15,860円	<u>16,750円</u>
ひょう量が30トン以下のもの	20,290円	<u>21,400円</u>
ひょう量が40トン以下のもの	23,060円	<u>24,290円</u>
ひょう量が50トン以下のもの	31,920円	<u>33,540円</u>
ひょう量が50トンを超えるもの		
31,920円に、ひょう量10トンまでを増すごとに31,920円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額		33,540円に、ひょう量10トンまでを増すごとに33,540円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額
最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。		
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10円
3 騒音計		10円
(1) 使用最大周波数が8000Hz以下のもの		
	24,590円	<u>25,510円</u>
(2) 使用最大周波数が8000Hzを超えるもの		
	39,750円	<u>41,560円</u>
4 振動レベル計		34,670円
		<u>36,180円</u>
5 濃度計		
(1) ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計		
	100,330円	<u>104,310円</u>
(2) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計		
	134,050円	<u>140,040円</u>
(3) 紫外線式二酸化硫黄濃度計		
	99,920円	<u>103,880円</u>
(4) 紫外線式窒素酸化物濃度計		
	111,330円	<u>115,970円</u>
(5) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		
	105,620円	<u>109,920円</u>
(6) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計		
	121,500円	<u>126,740円</u>
(7) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		
	106,560円	<u>110,910円</u>
(8) 化学発光式窒素酸化物濃度計		
	113,410円	<u>118,170円</u>
(9) ガラス電極式水素イオン濃度指示計		
	27,290円	<u>28,360円</u>
(3)に掲げる濃度計と(4)に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあっては、(3)に掲げる金額と(4)に掲げる金額とを合算して得た額から(4)に掲げる金額の2分の1の額を減額するものとする。 (5)から(7)までに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあっては、検出部が一増すごとに、(5)から(7)までに掲げる金額の2分の1の額を加算するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (3)から(8)までに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が三を超えて一増すごとに、(3)から(8)までに掲げる金額にそれぞれ(3)から(8)までに掲げる金額の5分の1の額を加算するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		